○　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条　この府令（第九号の四に掲げる用語にあっては、次条第二号ロを除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～十一　略］ 十二　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘等（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。第四条の四において同じ。）及び法第二条の三第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。 ［十三～二十四　略］ 二十五　特定投資家等向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家等向け売付け勧誘等をいう。	（定義） 第一条　［同上］ ［一～十一　同上］ 十二　有価証券の売出し　法第二条第四項に規定する有価証券の売出し、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。第四条の四において同じ。）及び法第二条の三第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。 ［十三～二十四　同上］ 二十五　特定投資家向け売付け勧誘等　法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

二十六　特定投資家等向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家等向け有価証券をいう。

二十七　特定投資家等向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家等向け取得勧誘をいう。

［二十八・二十九　略］

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条　発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第四号に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一　募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券、外国投資証券（新投資口予約権証券に類するものに限る。以下「外国新投資口予約権証券」という。）、法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券（以下この号及び第十一条第一号において「新優先出資引受権証券」という。）又は外国資産流動化証券（新優先出資引受権証券又は同項第九号に掲げる新株予約権証券の性質を有するものに限る。）（以下「新投資口予約権証券等」と総称する。）である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二十六　特定投資家向け有価証券　法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

二十七　特定投資家向け取得勧誘　法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

［二十八・二十九　同上］

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条　発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の特定有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの以外の当該募集又は売出しとする。

一　募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券、外国投資証券（新投資口予約権証券に類するものに限る。以下「外国新投資口予約権証券」という。）、法第二条第一項第八号に掲げる新優先出資引受権を表示する証券（以下この号及び第十一条第一号において「新優先出資引受権証券」という。）又は外国資産流動化証券（新優先出資引受権証券又は同項第九号に掲げる新株予約権証券の性質を有するものに限る。）（以下「新投資口予約権証券等」と総称する。）である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

一の二　募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条、第十一条の三第四項並びに第三十二条第一項第一号及び第三号から第七号までにおいて同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の有価証券（この条において、特定内国資産流動化証券（令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券又は令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券に限る。）、特定外国資産流動化証券（当該特定内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）、内国資産流動化証券（法第二条第一項第五号に掲げる社債券であって新株予約権を付与されているものに限る。）又は外国資産流動化証券（当該内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）（第十一条第一号の五及び第三十二条第一項第三号において「新優先出資引受権付特定社債券等」と総称する。）は、第一条第十号の規定にかかわらず、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる

一の二　募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この条及び第十一条の三第四項において同じ。）に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の有価証券（この条において、特定内国資産流動化証券（令第三十三条の五第二号に規定する転換特定社債券又は令第一条の四第二号ニに規定する新優先出資引受権付特定社債券に限る。）、特定外国資産流動化証券（当該特定内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）、内国資産流動化証券（法第二条第一項第五号に掲げる社債券であって新株予約権を付与されているものに限る。）又は外国資産流動化証券（当該内国資産流動化証券の性質を有するものに限る。）（第十一条第一号の五において「新優先出資引受権付特定社債券等」と総称する。）は、第一条第十号の規定にかかわらず、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる有価証券であって同項第九号に掲げる有価証券の

有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。第三十二条第一項第四号において同じ。）の発行価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集

二の二　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の売出価額の総額に、当該特定有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号、第十九条の二第一項第一号及び第二号並びに第三十二条第一項第五号において同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。同号において同じ。）の売出価額の総額を合算した金額が五億円以上となる場合における当該売出し

三　同一の種類の特定有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が五億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ

性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券（同条に規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

二の二　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の売出価額の総額に、当該特定有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この号及び第十九条の二第一項において同じ。）が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券（令第一条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。）の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該売出し

三　同一の種類の特定有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ

、かつ、これらの募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が五億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

四　発行価額若しくは売出価額の総額が五億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号の二に掲げる募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集若しくは売出しに係る特定有価証券と同一の種類の有価証券の募集若しくは売出し

五　法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力若しくは発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う特定有価証券の募集又は売出し

六　法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力若しくは届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う特定有価証券の募集又は売出し

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第三条の二　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同

、かつ、これらの募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

四　発行価額若しくは売出価額の総額が一億円以上である特定有価証券の募集若しくは売出し又は第一号に規定する募集若しくは売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

五　法第十条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分又は法第十一条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出の効力の停止の処分、発行登録の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた届出者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う特定有価証券の募集又は売出し

六　法第二十三条の十第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分又は法第二十三条の十一第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録の効力の停止の処分、届出の効力の停止の処分若しくは期間の延長の処分を受けた登録者が、これらの処分を受けている期間内に新たに行う特定有価証券の募集又は売出し

（届出を要しない適格機関投資家向け証券の一般投資家向け勧誘）

第三条の二　法第四条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、同

項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第三号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。	項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が同条第一項第四号に規定する有価証券の売出しに該当し、かつ、当該適格機関投資家取得有価証券一般勧誘が当該有価証券の売出しとして行われることとする。
（特定投資家等向け有価証券から除かれる有価証券の範囲） 第四条の二　令第二条の十二の三第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の三第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。	（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲） 第四条の二　令第二条の十二の四第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券（法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定上場特定有価証券」という。）及び特定店頭売買有価証券（令第二条の十二の四第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。）で特定有価証券に該当するもの（第十一条の三第四項第一号において「特定店頭売買特定有価証券」という。）とする。
（特定投資家等向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等） 第四条の三　令第二条の十二の三第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。 ［一・二　略］ ２　令第二条の十二の三第一項に規定する所有者の数は、次の各号に	（特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等） 第四条の三　令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。 ［一・二　同上］ ２　令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に

揭げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

［一・二　略］

3　［略］

（届出を要しない特定投資家等向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

第四条の四　発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなった特定有価証券の所有者（当該特定有価証券の発行者を除く。）が当該特定有価証券（同号に該当することとなった日前から所有しているものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘等を行う場合とする。

（暗号資産又は電子決済手段の換算等）

第四条の六　［略］

2　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準

揭げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

［一・二　同上］

3　［同上］

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

第四条の四　発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなった特定有価証券の所有者（当該特定有価証券の発行者を除く。）が当該特定有価証券（同号に該当することとなった日前から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

（暗号資産又は電子決済手段の換算等）

第四条の六　［同上］

2　法第二条の二及び令第一条の二十三に定めるもののほか、暗号等資産（法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）は、この府令の規定の金銭又は取引に係る金銭とみなして、この府令の規定を適用する。ただし、この府令の規定により作成することとされている書類に記載する事項のうち貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類に記載された事項に準

拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第二十六条の二（法第二十七条において準用する場合を含む。第十七条の二第四項において同じ。）に規定する内閣府令の定めるところによる。

（有価証券通知書）

第五条　［略］

2　有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類（第三号に掲げる書類を除く。）が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［一・二　略］

三　有価証券通知書（内国投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、内国資産流動化証券、外国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、外国資産信託流動化受益証券、内国信託社債券又は外国信託社債券（これらを受託有価証券とする有価証券信託受益証券及びこれらに係る権利を表示する預託証券を含む。）の募集又は売出しに係るものであって、法第二十五条の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。第三十二条において同じ。）に規定するものに限る。）の提出者の最近事業年度に係る会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十八条第一項に掲げるもので定時株主総会の承認を受けたもの若しくはその承認を受けたもの（同法第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用

拠するものに係る規定の金銭又は取引に係る金銭については、法第百九十三条に規定する内閣府令の定めるところによる。

（有価証券通知書）

第五条　［同上］

2　有価証券通知書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、当該書類が日本語によって記載したものでないときは、その日本語による翻訳文を付さなければならない。

［一・二　同上］

［号を加える。］

を受けるものにあっては、同法の規定による監査報告又は会計監査報告を含む。）又は資産流動化法第百三条第一項の書類（外国の者にあっては、これらに準ずるもの）

四　［略］

3　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

［一～四　略］

4　［略］

5　第二項第三号に掲げる書類は、当該有価証券通知書の提出者が同号の特定有価証券と同一の種類の特定有価証券について有価証券報告書を提出している場合には、添付することを要しない。

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条　法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

［一・二　略］

（目論見書等における不確実性のある情報等）

第十七条の二　法第十七条第二項、第十八条第二項及び第二十一条第三項（これらの規定を法第二十三条の十二第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。次

三　［同上］

3　法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

［一～四　同上］

4　［同上］

［項を加える。］

（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し）

第十四条　法第十三条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十条第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。

［一・二　同上］

［条を加える。］

項及び第三項において同じ。）、第二十一条の二第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）並びに第二十二条第三項（法第二十三条の十二第五項、第二十四条の四及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）に規定する不確実性のある情報として内閣府令で定めるものは、目論見書及び縦覧書類（法第二十五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する縦覧書類をいい、同項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げるものに限る。以下この条において同じ。）に記載された事項のうち次のいずれかに該当する情報（経理の状況に関する情報を除く。以下「将来情報等」という。）とする。

一　将来の事業活動の予測その他の将来の事象又は状況に関する情報であって、当該目論見書の作成日又は当該縦覧書類の提出日時点においてその事象若しくは状況の発生の有無又は内容が確定していないもの

二　当該目論見書の作成日又は当該縦覧書類の提出日時点で入手可能な情報を基に合理的に見積もった金額、数量その他の数値

三　財務諸表等規則第八条第三項に規定する子会社（同条第七項の規定により子会社に該当しないものと推定される特別目的会社を除く。）以外の第三者から取得した情報

2　法第十七条第二項、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項に規定する内閣府令で定める

場合は、将来情報等が記載された目論見書又は縦覧書類に次に掲げる事項が記載され、かつ、その内容が真実であることとする。

一　将来情報等を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程（データ・プロバイダ（業界平均値その他の統計的な数値を発行者に提供する事業者をいう。以下この号において同じ。）から入手した情報を含む場合にあっては、その旨及び当該データ・プロバイダの名称を含む。）

二　将来情報等の適切性（前項第三号に掲げる情報にあっては、その入手経路の適切性を含む。）を検討し、評価するための発行者における手続（当該手続について責任を有する組織の名称又は個人の役職名及びその役割を含む。）

3　法第十七条第二項、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十一条の二第三項及び第二十二条第三項に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一　目論見書又は縦覧書類に記載された将来情報等と相違する事実が判明したとき。

二　目論見書又は縦覧書類に記載された将来情報等に比してより精度の高い情報を記載することができることとなったとき。

4　第一項に規定する「経理の状況に関する情報」とは、発行者及び第一条第九号から第九号の五までに掲げる財産に係る法第二十六条の二に規定する財務計算に関する書類として記載された情報並びに当該情報の一部を抜粋し、又は要約して記載された情報とする。

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十七条の三　法第二十一条第五項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる特定有価証券とする。

［一～四　略］

２　法第二十一条第五項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（訂正発行登録書の提出事由等）

第十八条の三　［略］

２　［略］

３　特定有価証券に係る法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

［一～三　略］

（適格機関投資家向け勧誘に係る告知の内容等）

第十九条　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次

（新株予約権証券に準ずる有価証券等）

第十七条の二　法第二十一条第四項第三号（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる特定有価証券とする。

［一～四　同上］

２　法第二十一条第四項第三号に規定する内閣府令で定める権利は、次に掲げるものとする。

［一～三　同上］

（訂正発行登録書の提出事由等）

第十八条の三　［同上］

２　［同上］

３　特定有価証券に係る法第二十三条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　同上］

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十九条　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等（法第四条第二項に規定する有価証券交付勧誘等をいう。以下同じ。）が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次

の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一～四　略］

2　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る特定有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が五億円未満となる場合とする。

（特定投資家等向け勧誘に係る告知の方法等）

第十九条の二　［略］

2　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家等向け有価証券に該当

の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

［一～四　同上］

2　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る特定有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額（当該特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合には、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は譲渡価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額。以下この項及び第二十条第二項において同じ。）に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等）

第十九条の二　［同上］

2　［同上］

一　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又

し、又は該当することとなること。

二の二　［略］

三　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ(2)(i)若しくは(ii)又は令第一条の八の二第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ(2)に規定する条件が付されている場合には、その内容

四　当該特定投資家等向け取得勧誘又は当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家等向け取得勧誘若しくは当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家等向け取得勧誘若しくは当該特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［略］

3　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

は該当することとなること。

二の二　［同上］

三　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十二条第一項第一号ロ(2)(i)若しくは(ii)又は令第一条の八の二第一号ロ(2)若しくは第二号ロ(2)若しくは定義府令第十三条の六第一号ロ(2)に規定する条件が付されている場合には、その内容

四　当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［同上］

3　［同上］

一　当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家等向け有価証券に該当すること。

二　当該特定投資家等向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三　［略］

四　当該特定投資家等向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家等向け取得勧誘若しくは特定投資家等向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［略］

（少人数向け勧誘に係る告知の内容等）

第二十条　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（同項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定によ

一　当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当すること。

二　当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三　［同上］

四　当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五　法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六　［同上］

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第二十条　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第

る届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

［一～三　略］

2　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が五億円未満となる場合とする。

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条　法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十六条において同じ。）に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。

［一～四　略］

2　前項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

［3・4　略］

四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

［一～三　同上］

2　特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行ったものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

（有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条　法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。次条第一項及び第二十六条において同じ。）に掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が法第二十四条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、関東財務局長に提出しなければならない。

［一～四　同上］

2　前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一・二　同上］

［3・4　同上］

（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条の二　［略］

［2～4　略］

5　前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

［一・二　略］

［6・7　略］

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第二十五条　［略］

［2・3　略］

4　前項に規定する数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一　内国特定有価証券　次に掲げる内国特定有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める数

（外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十四条の二　［同上］

［2～4　同上］

5　前項の規定による承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次の各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

［一・二　同上］

［6・7　同上］

（有価証券報告書の提出を要しない旨の承認申請書の提出の手続等）

第二十五条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

［イ～ト　略］

チ　内国信託社債券　申請時又は基準特定期間の末日において会社法第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

［リ～ル　略］

二　［略］

［5～7　略］

（承認申請書等の提出先）

第三十条　［略］

2　この府令の規定により関東財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

［イ～ト　同上］

チ　内国信託社債券　申請時又は基準特定期間の末日において会社法（平成十七年法律第八十六号）第六百八十一条に規定する社債原簿に記載され、又は記録されている者の数

［リ～ル　同上］

二　［同上］

［5～7　同上］

（承認申請書等の提出先）

第三十条　［同上］

2　この府令の規定により関東財務局長に提出した書類に係る訂正又は変更に関する書類は、関東財務局長に提出しなければならない。ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の五第五項若しくは第二十四条の六第二項において準用し、又はこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書若しくは訂正報告書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

第三十一条の二　［略］	
（通知書の公衆縦覧） 第三十二条　特定有価証券に係る法第二十五条の二第一項に規定する発行価額又は売出価額の総額が五億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、法第四条第一項第四号に掲げる特定有価証券の募集又は売出しのうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し 二　募集又は売出しに係る特定有価証券が新投資口予約権証券等である場合で、当該新投資口予約権証券等の発行価額又は売出価額の総額に当該新投資口予約権証券等に表示された権利の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し 三　募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたもの並びに発行登録追補書類を提出したもの及び当該提出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の有価証券（この条において、新優先出資引受権付特定社債券等は、第一条第十号の規定にかかわらず	第三十二条　［同上］ ［条を加える。］

、それぞれ、法第二条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第九号に掲げる有価証券又は同項第十七号に掲げる有価証券であって同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するものと同一の種類の有価証券とみなす。）の発行価額又は売出価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集又は売出し

四　募集（令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の発行価額の総額に、当該特定有価証券の発行される日以前三月以内に発行された同種の新規発行証券の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該募集

五　売出し（令第一条の八の三に規定する要件に該当することにより売出しに該当することとなった場合に限る。）に係る特定有価証券の売出価額の総額に、当該特定有価証券の売付け勧誘等が行われる日以前一月以内に売付け勧誘等（他の者が行ったものを除く。）が行われた同種の既発行証券の売出価額の総額を合算した金額が一億円以上五億円未満となる場合における当該売出し

六　同一の種類の特定有価証券でその発行価額又は売出価額の総額が一億円未満である二組以上の募集又は売出しが並行して行われ、かつ、これらの募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の総額の合計額が一億円以上五億円未満となる場合におけるそれぞれの募集又は売出し

七　第一号又は第三号に掲げる募集又は売出しと並行して行われるこれらの募集又は売出しに係る特定有価証券と同一の種類の有価証券の募集又は売出し

2　特定有価証券に係る法第二十五条の二第一項に規定する通知書（第五条第二項各号に掲げる書類又は第十八条の八第二項各号に定める書類を含む。）は、関東財務局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二　［略］

2　［略］

3　前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

三　前項第一号ニに掲げる方法にあっては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記載した書面を目論見書被提供者に交付し、又は当該情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

［四・五　略］

［4～6　略］

（法第二十三条の十三第二項又は第七項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

（目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の二　［同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一・二　同上］

三　前項第一号ニに掲げる方法にあっては、目論見書被提供者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を目論見書被提供者ファイルに記録するものであること。

［四・五　同上］

［4～6　同上］

（法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法）

第三十二条の三　法第二十七条の三十の九第二項において特定有価証券に係る法第二十三条の十三第二項又は第七項の規定により交付しなければならない書面（以下この条において「対象書面」という。）について法第二十七条の三十の九第一項の規定を準用する場合における同項に規定する内閣府令で定める場合は、対象書面に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）が、第五項で定めるところにより、あらかじめ、記載事項の提供を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　［略］

二　文書被交付者から対象書面を交付するよう請求があるときはこれを交付する旨を文書被交付者に告知していること。

2　法第二十七条の三十の九第二項において特定有価証券に係る対象書面について同条第一項の規定を準用する場合における同項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

第三十二条の三　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第二項に規定する書面に記載された事項（以下この条において「記載事項」という。）を提供しようとする者（以下この条において「文書交付者」という。）が、第五項で定めるところにより、あらかじめ、記載事項の提供を受けるべき者（以下この条において「文書被交付者」という。）に対し、次項各号に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たしている場合とする。

一　［同上］

二　文書被交付者から法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求があるときはこれを交付する旨を文書被交付者に告知していること。

2　法第二十七条の三十の九第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一　［同上］

イ　文書交付者の使用に係る電子計算機と文書被交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ァイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は対象書面を交付するよう請求をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は対象書面を交付するよう請求をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　［略］

［3～5　略］

6　第一項第一号の規定による同意を得、又は同項第二号の規定による告知をした文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により対象書面を交付するよう請求があったときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該文書被交付者が当該請求をした後に同項第一号の規定による同意をした場合は、この限りでない。

ァイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ　文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の同意をし、又は法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求をする場合にあっては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二　［同上］

［3～5　同上］

6　第一項第一号の規定による同意を得、又は同項第二号の規定による告知をした文書交付者は、当該文書被交付者から電磁的方法又は電話その他の方法により法第二十七条の三十の九第二項に規定する書面を交付するよう請求があったときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該文書被交付者が当該請求をした後に第一項第一号の規定による同意をした場合は、この限りでない。

（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）

第三十三条　［項を削る。］

［①］　令第三十九条第一項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である同項に規定する内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限る。）とする。

（特定有価証券の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任）

第三十四条　令第三十九条第一項各号及び第四項各号の権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同条第一項及び第四項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とす

（特定有価証券に係る開示関係書類の関東財務局長の受理等）

第三十三条　［①］　令第三十九条第一項第一号及び第五項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券（発行者が内国会社（同条第一項に規定する内国会社をいう。以下この条において同じ。）である場合に限る。）又は特定預託証券（発行者が内国会社である場合に限る。）に係る有価証券通知書又は発行登録通知書とする。

2　令第三十九条第二項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、内国投資信託受益証券、内国投資証券、内国資産流動化証券、内国資産信託流動化受益証券、内国信託受益証券、内国信託社債券、内国抵当証券、内国信託受益権、内国有価証券投資事業権利等、特定内国電子記録移転権利、特定有価証券信託受益証券及び特定預託証券の発行者である内国会社（これらの有価証券を発行する場合に限るものとする。）とする。

（特定有価証券の内容等の開示に関する権限の関東財務局長への委任）

第三十四条　令第三十九条第二項各号及び第五項各号の権限（特定有価証券に係るものに限る。）に係る同条第二項及び第五項に規定する内閣府令で定める財務局長又は財務支局長は、関東財務局長とす

2　る。

［略］

2　る。

［同上］

第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

(記載上の注意)

(1)　一般的事項

［ａ～ｆ　略］

ｇ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(㊸)　略］

第四号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	

第四号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

(記載上の注意)

(1)　［同左］

［ａ～ｆ　同左］

［加える。］

［(2)～(㊸)　同左］

第四号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(3)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(4)	
【連絡場所】	
【電話番号】	

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】⑸＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｉ　略］

ｊ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［⑵～⑸　略］

⑹　外国投資信託受益証券の形態等

ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（外国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の２第１項に規定する振替投資信託受益権をいう。㈭及び㈱ｂにおいて同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。

ｂ　［略］

［⑺～㈱　略］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑵＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】⑶＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】⑸＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｉ　同左］

［加える。］

［⑵～⑸　同左］

⑹　［同左］

ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替外国投資信託受益権（外国投資信託受益証券に係る社債等振替法第121条の２において規定する振替投資信託受益権をいう。㈭及び㈱ｂにおいて同じ。）については、記名・無記名の別の記載を要しない。

ｂ　［同左］

［⑺～㈱　同左］

第四号の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】⑵＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】＿＿＿＿＿＿＿＿

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】⑶＿＿＿＿＿＿＿＿

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項 ［ａ～ｇ　略］ ｈ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。 (a)　将来情報等に該当する情報である旨 (b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨 (c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項 (d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因	⑴　［同左］ ［ａ～ｇ　同左］ ［加える。］
［⑵・⑶　略］	［⑵・⑶　同左］
⑷　内国投資証券の形態等 ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債等振替法第226条第１項に規定する振替投資口をいう。㉜において同じ。）、振替新投資口予約権（社債等振替法第247条の２の８に規定する振替新投資口予約権をいう。㉜において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 ｂ　［略］	⑷　［同左］ ａ　記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。ただし、振替投資口（社債等振替法第226条第１項に規定する振替投資口をいう。㉜において同じ。）、振替新投資口予約権（社債等振替法第247条の２に規定する振替新投資口予約権をいう。㉜において同じ。）又は振替投資法人債については、記名・無記名の別の記載を要しない。 ｂ　［同左］
［⑸～㉕　略］	［⑸～㉕　同左］
㉖　投資リスク ［ａ～ｄ　略］ ［削る。］	㉖　［同左］ ［ａ～ｄ　同左］ ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［㉗～㉝　略］	［㉗～㉝　同左］

第四号の三の二様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

⑴　追完情報

第四号の三の二様式

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

［ａ・ｂ　略］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び⑵ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

⑵　［略］

第四号の三の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。

参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】⑵	

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び⑵ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

⑵　［同左］

第四号の三の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

第四号の四様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】⑵	

【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(3)
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】(4)
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】(5)
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｊ　略］

ｋ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

(2)　代表者の役職氏名

ａ　［略］

ｂ　外国投資法人設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人に相当する者をいう。(30)において同じ。）全員の氏名を記載すること。

［(3)～(22)　略］

(23)　外国投資法人の出資総額

有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（外国投資法人が発行することができる投資口（外国投資法人に対する権利であって投資口の性質を有するものをいう。以下この様式において同じ。）の総口数をいう。）及び発行済投資口（外国投資法人が発行している投資口をいう。以下(23)及び(24)において同じ。）の総口数を記載すること。

なお、最近５年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

［(24)～(28)　略］

(29)　投資リスク

［ａ～ｄ　略］

［削る。］

［(30)～(49)　略］

(50)　役員の状況

有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の外国投資法人にあっては設立企画

【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】(3)
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】(4)
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】(5)
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

［ａ～ｊ　同左］

［加える。］

(2)　［同左］

ａ　［同左］

ｂ　外国投資法人設立の場合にあっては、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人に相当する者をいう。）全員の氏名を記載すること。

［(3)～(22)　同左］

(23)　［同左］

有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、発行可能投資口総口数（外国投資法人が発行することができる投資口（外国投資法人に対する権利であって投資口の性質を有するものをいう。以下この様式において同じ。）の総口数をいう。）及び発行済投資口（外国投資法人が発行している投資口をいう。(24)において同じ。）の総口数を記載すること。

なお、最近５年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減についても併せて記載すること。

［(24)～(28)　同左］

(29)　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

［(30)～(49)　同左］

(50)　［同左］

有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の外国投資法人にあっては設立企画

人及び役員の候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の外国投資法人にあっては引受けを予定する投資口の口数）を記載すること。

［(51)～(61)　略］

(62)　投資主・外国投資法人債権者の権利

投資主総会又は外国投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第１項に規定する投資法人債権者集会に相当するものをいう。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

［(63)～(85)　略］

第四号の四の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

(1)　追完情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び(2)ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

人（投資信託及び投資法人に関する法律第66条第１項に規定する設立企画人に相当する者をいう。）及び役員の候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の外国投資法人にあっては引受けを予定する投資口の口数）を記載すること。

［(51)～(61)　同左］

(62)　［同左］

投資主総会又は外国投資法人債権者集会（投資信託及び投資法人に関する法律第139条の10第１項に規定する投資法人債権者集会に相当するものをいう。以下(62)において同じ。）に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

［(63)～(85)　同左］

第四号の四の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

(1)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び(2)ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

⑵　［略］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。

⑴　参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

⑵　［略］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】⑵	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	

⑵　［同左］

第五号様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

⑵　［同左］

第五号の二様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】⑵	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の名称】	

【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】⑶

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　この様式中「券面総額」は振替社債（社債等振替法第66条に規定する振替社債をいう。⑷ａにおいて同じ。）又は振替特定社債（社債等振替法第118条において準用する社債等振替法第66条（第１号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。⑷ａにおいて同じ。）に係るものを、「証券」は社債等振替法第２条第２項に規定する振替機関が取り扱う有価証券を、それぞれ含むものとする。

ｅ　［略］

ｆ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

⑷　将来情報等に該当する情報である旨

⑸　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

⑹　第17条の２第２項各号に掲げる事項

⑺　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

⑵～㈰　［略］

㉘　投資リスク

［ａ～ｄ　略］

［削る。］

㉙～㉜　［略］

第五号の二の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】⑴

【縦覧に供する場所】　名称

【届出の対象とした募集（売出）内国資産流動化証券の金額】⑶

【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　この様式中「券面総額」は振替社債（社債等振替法第66条第１項に規定する振替社債をいう。⑷ａにおいて同じ。）又は振替特定社債（社債等振替法第118条において準用する社債等振替法第66条（第１号イからニまでを除く。）に規定する振替特定社債をいう。⑷ａにおいて同じ。）に係るものを、「証券」は社債等振替法第２条第２項に規定する振替機関が取り扱う有価証券を、それぞれ含むものとする。

ｅ　［同左］

［加える。］

⑵～㈰　［同左］

㉘　［同左］

［ａ～ｄ　同左］

ｅ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

㉙～㉜　［同左］

第五号の二の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】

【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】⑴

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　追完情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び⑶ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

⑶　［略］

第五号の二の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】⑴	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び⑶ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書又は最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

⑶　［同左］

第五号の二の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態及び金額】⑴	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

第五号の三の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】⑴
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　追完情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び3)ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

⑶　［略］

第五号の三の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】

第五号の三の二様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】⑴
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　最近計算期間（第23条に定める期間をいう。以下ｃ及び3)ａにおいて同じ。）に係る有価証券報告書若しくは最近計算期間の次の計算期間に係る半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書（以下ｃにおいて「有価証券報告書等」という。）の提出日以後有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「投資リスク」について変更その他の事由が生じた場合には、その旨及びその内容を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

⑶　［同左］

第五号の三の三様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】⑴
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。

⑴　［略］

⑵　参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照情報としての有価証券報告書等に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときは、その旨及びその概要を記載すること。

⑶　［略］

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者（受託者）名称】
【代表者の役職氏名】⑵
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行者（原委託者）氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】
【住所又は本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額】⑶
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態及び金額】⑴
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されている場合又は新たに将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は有価証券届出書提出日現在において判断した事項である旨を記載すること。

⑶　［同左］

第五号の四様式

【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者（受託者）名称】
【代表者の役職氏名】⑵
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行者（原委託者）氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】
【住所又は本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）内国資産信託流動化受益証券の金額】⑶
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［第一部～第四部　略］
(記載上の注意)
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
ｅ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。
(a)　将来情報等に該当する情報である旨
(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨
(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項
(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因
［⑵・⑶　略］
⑷　内国資産信託流動化受益証券の形態等
ａ　記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等振替法第124条の２第１項に規定する振替特定目的信託受益権をいう。㈹において同じ。）については、この限りでない。
ｂ　［略］
［⑸～㈦　略］

第六号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者（受託者）名称】
【代表者の役職氏名】⑵
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行者（委託者）氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】
【住所又は本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】⑶
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)

［第一部～第三部　略］
(記載上の注意)
⑴　一般的事項

［第一部～第四部　同左］
(記載上の注意)
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
［加える。］

［⑵・⑶　同左］
⑷　［同左］
ａ　記名・無記名の別を記載すること。ただし、振替特定目的信託受益権（社債等振替法第124条の２に規定する振替特定目的信託受益権をいう。㈹において同じ。）については、この限りでない。
ｂ　［同左］
［⑸～㈦　同左］

第六号様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者（受託者）名称】
【代表者の役職氏名】⑵
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行者（委託者）氏名又は名称】
【代表者の役職氏名】
【住所又は本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】⑶
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)

［第一部～第三部　同左］
(記載上の注意)
⑴　［同左］

［ａ～ｄ　略］

ｅ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(22)　略］

(23)　信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項

［ａ～ｃ　略］

ｄ　信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、ａからｃまでに掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、第四号様式の「第二部　ファンド情報」の「第１　ファンドの状況」の「５　運用状況」の「(2)　投資資産」の「③　その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。

［ｅ・ｆ　略］

［(24)～(29)　略］

(30)　信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。(35－２) ｂにおいて同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35－２) ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ～ｅ　略］

［(31)～(44)　略］

第六号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

［ａ～ｄ　同左］

［加える。］

［(2)～(22)　同左］

(23)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

ｄ　信託財産を構成する資産の内容を分かりやすく記載するため、ａからｃまでに掲げる資産を併せて記載することが必要な場合には、第四号様式の「第二部　ファンド情報」の「５　運用状況」の「(2)　投資資産」の「③　その他投資資産の主要なもの」に準じて記載すること。

［ｅ・ｆ　同左］

［(24)～(29)　同左］

(30)　［同左］

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（財務諸表等規則第１条第１項第３号に規定する中間財務諸表をいう。(35－２)において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。(35－２) ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

［ｂ～ｅ　同左］

［(31)～(44)　同左］

第六号の三様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(2)	
【本店の所在の場所】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券に係る金融商品取引業者の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）内国抵当証券の金額】(3)	
【縦覧に供する場所】	名称 (所在地)

［第一部～第三部　略］
(記載上の注意)
⑴　一般的事項
［ａ～ｄ　略］
ｅ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。
(a)　将来情報等に該当する情報である旨
(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨
(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項
(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因
［⑵～㉙　略］

第六号の五様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿
【主たる事務所の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の金額】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)
［第一部・第二部　略］
(記載上の注意)
⑴　一般的事項
［ａ～ｈ　略］
ｉ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。
(a)　将来情報等に該当する情報である旨
(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨
(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項
(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因
［⑵～㉜　略］
㉝　投資状況
ａ　［略］

［第一部～第三部　同左］
(記載上の注意)
⑴　［同左］
［ａ～ｄ　同左］
［加える。］
［⑵～㉙　同左］

第六号の五様式
【表紙】
【提出書類】　有価証券届出書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【発行者名】⑵　＿＿＿＿＿＿＿＿
【代表者の役職氏名】⑶　＿＿＿＿＿＿＿＿
【主たる事務所の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿
【届出の対象とした募集（売出）内国有価証券投資事業権利等の金額】⑷　＿＿＿＿＿＿＿＿
【縦覧に供する場所】　名称
(所在地)
［第一部・第二部　同左］
(記載上の注意)
⑴　［同左］
［ａ～ｈ　同左］
［加える。］
［⑵～㉜　同左］
㉝　［同左］
ａ　［同左］

b　投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下b、㉝及び㊵ａにおいて「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。㉝ｂ及び㊵において同じ。）を記載すること。

［ｃ～ｅ　略］

［㉞～㊺　略］

㊻　出資者等の権利

出資者等（出資者（法第２条第２項第５号に規定する出資者をいう。）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員をいう。㊷ｂにおいて同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、内国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

［㊼～㊸　略］

第六号の六様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】(6)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　略］

（記載上の注意）

(1)　一般的事項

［ａ～ｋ　略］

b　投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下㉝及び㊵ａにおいて「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。㉝ｂ及び㊵において同じ。）を記載すること。

［ｃ～ｅ　同左］

［㉞～㊺　同左］

㊻　［同左］

出資者等（出資者（法第２条第２項第５号に規定される出資者をいう。）又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員をいう。㊷ｂにおいて同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、内国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

［㊼～㊸　同左］

第六号の六様式

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】(2)	
【代表者の役職氏名】(3)	
【主たる事務所の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(4)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】(5)	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】	
【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】(6)	
【縦覧に供する場所】	名称 （所在地）

［第一部～第四部　同左］

（記載上の注意）

(1)　［同左］

［ａ～ｋ　同左］

1　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

(a)　将来情報等に該当する情報である旨

(b)　当該将来情報等は届出書提出日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

(c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項

(d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

［(2)～(49)　略］

(50)　出資者等の権利

出資者等（法第２条第２項第４号に規定する権利を有する者又は同項第６号に規定する権利を有する者をいう。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

［(51)～(76)　略］

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［１～５　略］

(記載上の注意)

［(1)～(9)　略］

（９－２）　投資リスク

［ａ・ｂ　略］

［削る。］

［(10)～(19)　略］

第十一号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

［加える。］

［(2)～(49)　同左］

(50)　出資者等の権利

出資者等（法第２条第２項第４号に規定する権利を有する者又は同項第６号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

［(51)～(76)　同左］

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

［１～５　同左］

(記載上の注意)

［(1)～(9)　同左］

（９－２）　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

［(10)～(19)　同左］

第十一号様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【計算期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［1～5　略］
（記載上の注意）
［(1)～(9)　略］
（9－2）　投資リスク
［a・b　略］
［削る。］

［(10)～(14)　略］

第十一号の二様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【計算期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［1～3　略］
（記載上の注意）
［(1)～(5)　略］
(6)　投資リスク
［a・b　略］
［削る。］

［(7)～(10)　略］

【計算期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［1～5　同左］
（記載上の注意）
［(1)～(9)　同左］
（9－2）　［同左］
［a・b　同左］
c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(10)～(14)　同左］

第十一号の二様式
【表紙】
【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【計算期間】　第　期中（自　　年　月　日　至　　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［1～3　同左］
（記載上の注意）
［(1)～(5)　同左］
(6)　［同左］
［a・b　同左］
c　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。
［(7)～(10)　同左］

第十一号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【計算期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～３　略］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　略］

⑸　投資リスク

［ａ・ｂ　略］

［削る。］

［⑹～⑼　略］

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【主たる事務所の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～４　略］

（記載上の注意）

⑴　［略］

⑵　主要な経営指標等の推移

組合等（第六号の五様式「記載上の注意」⑴ｆに規定する組合等をいう。⑷ａにおいて同じ。）の直

第十一号の三様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【計算期間】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【本店の所在の場所】
【代理人の氏名又は名称】
【代理人の住所又は所在地】
【事務連絡者氏名】
【連絡場所】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～３　同左］

（記載上の注意）

［⑴～⑷　同左］

⑸　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

［⑹～⑼　同左］

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】　半期報告書
【提出先】　関東財務局長
【提出日】　年　月　日
【事業年度】　第　期中（自　年　月　日　至　年　月　日）
【発行者名】
【代表者の役職氏名】
【主たる事務所の所在の場所】
【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【縦覧に供する場所】　名称
（所在地）

［１～４　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

⑵　［同左］

［同左］

近３中間会計期間（事業年度開始日から起算して６月を経過する日までの期間をいう。(1)、(m)及び(14)において同じ。）及び直近２事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。

［(a)～(l) 略］

(m) 自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から財務諸表等規則第279条において準用する財務諸表等規則第68条第１項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から同項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）

［(3)～(14) 略］

第十三号の二様式

【外国投資信託証券のファンドの損益計算書】

区分	注記番号	前計算期間（自 年 月 日 至 年 月 日） 金額（円）		百分率(%)	当計算期間（自 年 月 日 至 年 月 日） 金額（円）		百分率(%)
Ⅰ 投資損益			×××			×××	
配当等収益							
配当金		×××			×××		
利息		×××			×××		
……		×××	×××		×××	×××	
投資有価証券売買損益							
売買益		×××			×××		
売買損		×××	×××		×××	×××	
投資有価証券売買損益増減							
前期末評価損益		×××			×××		
当期末評価損益		×××	×××		×××	×××	
その他			×××			×××	
……			×××			×××	
Ⅱ 投資外損益			×××			×××	
経費							
管理報酬		×××			×××		
保管報酬		×××			×××		
投資顧問報酬手数料		×××			×××		
人件費		×××			×××		
役員報酬		×××			×××		
……		×××	×××		×××	×××	
……			×××			×××	
配当金（又は分配金）							
配当等収益		×××			×××		
投資有価証券売買益		×××			×××		

第十三号の二様式

【外国投資信託証券のファンドの損益計算書】

区分	注記番号	前計算期間（自 年 月 日 至 年 月 日） 金額（円）		百分率(%)	当計算期間（自 年 月 日 至 年 月 日） 金額（円）		百分率(%)
Ⅰ 投資損益			×××			×××	
配当等収益							
配当金		×××			×××		
利息		×××			×××		
……		×××	×××		×××	×××	
投資有価証券売買損益							
売買益		×××			×××		
売買損		×××	×××		×××	×××	
投資有価証券売買損益増減							
前期末評価損益		×××			×××		
当期末評価損益		×××	×××		×××	×××	
その他			×××			×××	
……			×××			×××	
Ⅱ 投資外損益			×××			×××	
経費							
管理報酬		×××			×××		
保管報酬		×××			×××		
投資顧問報酬手数料		×××			×××		
人件費		×××			×××		
役員報酬		×××			×××		
……		×××	×××		×××	×××	
……			×××			×××	
配当金（又は分配金）							
配当等収益		×××			×××		
投資有価証券売買益		×××			×××		

………		××× ×	××× ×		××× ×	××× ×	
Ⅲ　当期純利益（又は当期純損失）（Ⅰ＋Ⅱ）			×××			×××	

（記載上の注意）

［(1)・(2)　略］

(3)　「管理報酬」、「保管報酬」、「投資顧問報酬」及び「手数料」については、直近事業年度における、支払先ごとの支払額を下部余白に注記すること。ただし、これらについて第四号の二様式の「記載上の注意」㈨の規定により同様式「第二部　ファンド情報」の「第１　ファンドの状況」の「４　手数料等及び税金」の「(3)　管理報酬等」において記載した場合には、その旨を記載することにより注記に代えることができる。

第十五号様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】　発行登録書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】(2)

【発行予定期間】(3)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(4)

【安定操作に関する事項】(5)

【縦覧に供する場所】(6)　名称

（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(7)　略］

(8)　参照情報

［ａ～ｃ　略］

ｄ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

………		××× ×	××× ×		××× ×	××× ×	
Ⅲ　当期純利益（又は当期純損失）（Ⅰ＋Ⅱ）			×××			×××	

（記載上の注意）

［(1)・(2)　同左］

(3)　「管理報酬」、「保管報酬」、「投資顧問報酬」及び「手数料」については、直近事業年度における、支払先ごとの支払額を下部余白に注記すること。ただし、これらについて第四号の二様式の「記載上の注意」㈩の規定により同様式「第二部　ファンド情報」の「第１　ファンドの状況」の「４　手数料等及び税金」の「(3)　管理報酬等」において記載した場合には、その旨を記載することにより注記に代えることができる。

第十五号様式

【表紙】

【発行登録番号】

【提出書類】　発行登録書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】(2)

【発行予定期間】(3)　この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで

【発行予定額又は発行残高の上限】(4)

【安定操作に関する事項】(5)

【縦覧に供する場所】(6)　名称

（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(7)　同左］

(8)　［同左］

［ａ～ｃ　同左］

［加える。］

第十六号様式

【表紙】

【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る投資法人の名称】	
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】(3)	
【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	
【安定操作に関する事項】(6)	
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

［(1)～(9)　略］

(10)　参照情報の補完情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書及びこれらの補足書類に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

第二十一号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(1)	
【本店の所在の場所】	

第十六号様式

【表紙】

【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】(2)	
【代理人の住所又は所在地】	
【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】	
【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る投資法人の名称】	
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】(3)	
【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（　年　月　日）から　年を経過する日（　年　月　日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)	
【安定操作に関する事項】(6)	
【縦覧に供する場所】(7)	名称 （所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［(1)～(9)　同左］

(10)　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

第二十一号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	年　月　日
【発行者名】	
【代表者の役職氏名】(1)	
【本店の所在の場所】	

【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】⑵
【今回の募集（売出）金額】⑶
【発行登録書の内容】⑷
⑴【提出日】
⑵【効力発生日】
⑶【有効期限】
⑷【発行登録番号】
⑸【発行予定額又は発行残高の上限】
【これまでの募集（売出）実績】⑸
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　円
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［第一部・第二部　略］

【事務連絡者氏名】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】⑵
【今回の募集（売出）金額】⑶
【発行登録書の内容】⑷
⑴【提出日】
⑵【効力発生日】
⑶【有効期限】
⑷【発行登録番号】
⑸【発行予定額又は発行残高の上限】
【これまでの募集（売出）実績】⑸
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　円
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［第一部・第二部　同左］

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第四号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

〔(1)～(6) 略〕

(7) 参照情報

［a・b 略］

c 参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

第二十一号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態】(2)

【今回の募集（売出）金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1)【提出日】

(2)【効力発生日】

(3)【有効期限】

(4)【発行登録番号】

(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

(記載上の注意)

［同左］

〔(1)～(6) 同左〕

(7) ［同左］

［a・b 同左］

［加える。］

第二十一号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 年 月 日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】(1)

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定内国資産流動化証券の形態】(2)

【今回の募集（売出）金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1)【提出日】

(2)【効力発生日】

(3)【有効期限】

(4)【発行登録番号】

(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑹　　名称

（所在地）

［第一部・第二部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第五号の二様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［⑴～⑹　略］

⑺　参照情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書又は半期報告書に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

第二十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】⑴

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑹　　名称

（所在地）

［第一部・第二部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑹　同左］

⑺　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

第二十二号様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】⑴

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】⑵
【今回の募集（売出）金額】⑶
【発行登録書の内容】⑷
⑴【提出日】
⑵【効力発生日】
⑶【有効期限】
⑷【発行登録番号】
⑸【発行予定額又は発行残高の上限】
【これまでの募集（売出）実績】⑸
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　円
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［第一部～第三部　略］
（記載上の注意）
次に掲げるものを除き、第四号の四様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る

【連絡場所】
【電話番号】
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
【発行登録の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態】⑵
【今回の募集（売出）金額】⑶
【発行登録書の内容】⑷
⑴【提出日】
⑵【効力発生日】
⑶【有効期限】
⑷【発行登録番号】
⑸【発行予定額又は発行残高の上限】
【これまでの募集（売出）実績】⑸
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　円
（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　円
【安定操作に関する事項】
【縦覧に供する場所】⑹　名称
（所在地）

［第一部～第三部　同左］
（記載上の注意）
［同左］

発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［(1)～(7)　略］

(8)　参照書類の補完情報

［a・b　略］

c　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書及びこれらの補足書類に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

［(1)～(7)　同左］

(8)　［同左］

［a・b　同左］

［加える。］

第二十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】(2)

【今回の募集（売出）金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1)【提出日】

(2)【効力発生日】

(3)【有効期限】

(4)【発行登録番号】

(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

第二十二号の二様式

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

【提出書類】　発行登録追補書類

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(1)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の名称】

【発行登録の対象とした募集（売出）特定外国資産流動化証券の形態】(2)

【今回の募集（売出）金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1)【提出日】

(2)【効力発生日】

(3)【有効期限】

(4)【発行登録番号】

(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）

実績合計額（円）		減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑹　　名称

（所在地）

［第一部～第三部　略］

（記載上の注意）

次に掲げるものを除き、第五号の三様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書（当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。）において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

［⑴～⑺　略］

⑻　参照書類の補完情報

［ａ・ｂ　略］

ｃ　参照書類としての有価証券報告書若しくは半期報告書又は外国会社報告書若しくは外国会社半期報告書及びこれらの補足書類に将来情報等が記載されている場合において、当該将来情報等につき第17条の２第３項各号に該当する事由が生じ、かつ、その影響に重要性があるときはその旨及びその概要を記載すること。

第二十五号様式

［１・２　略］

（記載上の注意）

⑴　一般的事項

［ａ～ｅ　略］

ｆ　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。

⑻　将来情報等に該当する情報である旨

⑼　当該将来情報等は目論見書類作成日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨

⑽　第17条の２第２項各号に掲げる事項

⑾　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因

実績合計額（円）		減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　　円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　　円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】⑹　　名称

（所在地）

［第一部～第三部　同左］

（記載上の注意）

［同左］

［⑴～⑺　同左］

⑻　［同左］

［ａ・ｂ　同左］

［加える。］

第二十五号様式

［１・２　同左］

（記載上の注意）

⑴　［同左］

［ａ～ｅ　同左］

［加える。］

［(2)～(7)　略］	［(2)～(7)　同左］
第二十五号の二様式 ［１・２　略］ （記載上の注意） (1)　一般的事項 ［ａ～ｇ　略］ h　将来情報等を記載する場合には、当該将来情報等が含まれる箇所において、当該将来情報等に係る次に掲げる事項を記載すること。なお、当該事項は、投資者に誤解を生じさせない範囲内において、当該将来情報等が含まれる箇所を特定した上で、集約して記載することができる。 (a)　将来情報等に該当する情報である旨 (b)　当該将来情報等は目論見書類作成日までに入手可能な情報を基に記載したものである旨 (c)　第17条の２第２項各号に掲げる事項 (d)　第17条の２第３項各号に該当する場合があるときは、その旨及びその主要な要因 ［(2)～(7)　略］	第二十五号の二様式 ［１・２　同左］ （記載上の注意） (1)　［同左］ ［ａ～ｇ　同左］ ［加える。］ ［(2)～(7)　同左］
備考　表中の［　］の記載は省略することができる。	